



諮問庁 津島市長

諮問日 平成19年9月6日(平成19年度諮問第1号)

答申日 平成19年11月8日(平成19年度答申第1号)

事件名 民生・児童委員地区協議会議事録一部開示決定等に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「地区民生・児童委員協議会議事録(平成18年11月開催分)」(以下「11月議事録」という。)につき一部を不開示とし、「平成19年1月に開催された地区民生・児童委員協議会の会議内容の記録」を保有していないから不開示とし、及び「平成18年度の民生・児童委員会の活動に支払われた金額の記録」に係る行政文書として「平成18年度民生・児童委員報償費の支払についての決裁書類」を特定してこれを開示することとした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、津島市情報公開条例(平成12年津島市条例第1号。以下「条例」という。)第5条の規定による行政文書の開示請求に対し、平成19年6月19日付け19津島福祉第202号で市長が行った一部開示決定について、その変更を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

ア 11月議事録のうち一部を不開示とした決定について、当該不開示とした部分について住所、氏名等の個人を特定できる情報を除外して開示を求める。他人がどういう状況で保護を受けることができているのか実情を知る権利を主張する。また、個人を特定できる情報が記録されていなくても、その他の情報により個人を特定できる可能性があるというのは、開示を避けるための言い訳に過ぎない。

イ 条例第7条第6号の規定により11月議事録の一部を不開示としたことについ

ては、同号ウに該当すると思われるが、開示することで、どうして事務の適正な執行に支障を及ぼすというのか、納得できない。実施機関は、開示することで不適切な事項が明らかになるのを回避しようとしているとしか思えない。

ウ 平成19年1月に開催された民生・児童委員協議会の会議について、実施機関は「議事録」の開示を請求されたとし、当該「議事録」が存在しないから開示するものがないとするが、議事録以外でも会議の内容のわかる事務記録等があればその開示を求める。

エ 開示された「平成18年度民生・児童委員報償費の支払についての決裁書類」については、議事録内の記載分に関するものだけであり、領収書等の証明書類、委員が個々で負担する費用徴収の記録等の出納記録の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、次の理由により一部開示の決定をしたというものである。

1 11月議事録のうち不開示とした部分について

11月議事録のうち不開示とした部分（以下「不開示部分」という。）は、平成18年11月に各地区で開催された民生・児童委員地区協議会において、津島市健康福祉部福祉課保護グループが生活保護ケースの事例紹介を行った際に使用した資料の部分である。生活保護ケースの事例紹介は、生活保護の実施において問題のあった事例等を紹介し、民生・児童委員の活動において参考としてもらうために行ったものであり、その事例紹介に使用した資料には、要保護者等のプライバシーに関する事項が多く記録されている。

2 不開示部分の条例第7条第2号の該当性について

不開示部分には、氏名、生年月日等特定の個人を識別することのできる情報は記録されていないが、要保護者等の性格、経歴、収入、資産、健康状態、生活状況、家族構成等の個人に関する情報が具体的かつ詳細に記録されている。

これらの情報から直接に特定の個人を識別することはできないと考えるが、当該情報が個人が特定されない状態で流通した場合であっても、その情報の本人の人格、思想等に関することを第三者に知られることは、受け入れ難いものと考えられる。したがって、これらの情報を公にすることは、個人の権利利益を害するおそれがあり得ると判断し、不開示とした。

また、限定されたこの地域において、第三者にこれらの情報を流通させた場合

には、地域に流通する他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することが可能となるおそれについても加味した。

3 不開示部分の条例第7条第6号の該当性について

生活保護の実施は、生活に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とした事務である。生活保護は、資産、能力等すべてを活用したうえでも、生活に困窮することとなる者を対象としているから、生活保護の実施のためには、その者が実質的に生活に困窮する者であること、困窮の程度等について、具体的かつ個別的に調査する必要がある。

不開示部分には、個別の生活保護の決定に当たって行う指導の経緯、過程及び内容、個別の調査事項、調査方法その他生活保護の事務の遂行に当たっての具体的な情報が記録されている。当該事務においては、統一的な基準に基づき、個別の事情を考慮しながら進める必要があるため、これらの情報を公にすることによって、公平かつ公正な生活保護の事務の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とすることとした。

4 実施機関が保有していないとした行政文書について

平成19年1月に各地区で開催された民生・児童委員地区協議会の会議には、担当となる健康福祉部福祉課障害・福祉グループの職員が出席しておらず、議事録その他の記録は、作成及び保有をしていない。したがって、当該会議の議事内容に関する情報が記録された行政文書は存在せず、条例第11条第2項の規定により不開示とした。

5 平成18年度の民生・児童委員会の活動に支払われた金額の記録に係る行政文書の特定について

開示請求書に記載された「平成18年度の民生・児童委員会の活動に支払われた金額の記録」については、市が民生・児童委員の活動に支払った金銭に関する記録と解釈し、「平成18年度民生・児童委員報償費の支払についての決裁書類」を開示すべき行政文書として特定した。

市においては、民生・児童委員の活動に対する支出としては、民生・児童委員報償費以外に行っておらず、開示の実施に係る支払書類以外に該当する行政文書を保有していない。なお、民生委員及び児童委員が組織する民生・児童委員協議会における出納に関する記録は、当該団体が保有しているものであり、別途開示の請求をすべきことを不服申立人に説明している。

6 結論

以上のことから、原処分をしたことは妥当であり、これを変更しないことが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

参考	平成19年6月19日	開示決定等の通知
	平成19年6月22日	行政文書の開示の実施
	平成19年8月22日	実施機関に対し異議申立て

本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成19年9月6日 審査会に対し諮問
- 2 平成19年10月1日 実施機関から理由説明書を受理
実施機関から説明を聴取
審議
- 3 平成19年10月3日 異議申立人に理由説明書の写しを送付
(異議申立人からの意見書の提出なし)
- 4 平成19年10月23日 審議

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった行政文書について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 不開示情報該当性について

11月議事録のうち実施機関が不開示とした部分は、生活保護ケースの事例紹介に使用した資料として添付されている一連の文書である。以下、実施機関が適用した不開示情報の類型ごとに、その該当性を検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

審査会において、実施機関から提示された不開示部分を見分したところ、当該行政文書に「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(以下「個人識別情報」という。)は記録されていないが、当該行政文書に記録されている情

報のほとんどが要保護者の年齢、性質の特徴、経歴、収入額、資産、健康状態、生活状況、家族構成等の私的な情報で占められていた。

不開示部分に記録されている情報は、個人に関する情報のうち、個人識別情報には該当しないが、特定の個人の人格の一部であり、みだりに他人に知られたくない情報であると考えられる。こうした情報を第三者が任意に流通させるのは適切ではなく、不開示部分を開示することにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと考えられる。

異議申立人は、不開示部分の開示を求めるに当たり、個人識別情報は必要がなく、当該不開示情報に該当する部分を除いた部分の開示を求めているが、不開示部分のうち、条例第8条第1項の規定により不開示情報が記録されている部分を除いた部分には、異議申立人の求める有意の情報は、残らないことが確認された。

以上のことから、不開示部分は、条例第7条第2項に該当し、全体として不開示とするのが妥当である。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関の説明によれば、生活保護の実施に当たっては、要保護者の困窮の程度に応じて必要な保護を行うために、実質的に生活に困窮していること、困窮の内容や解決の方法等を具体的かつ個別的に調査したうえで、個別の事情を考慮して行うこととされている。

不開示部分は、生活保護ケースの事例として、生活保護の実施に当たって実施機関が行う指導、調査、関係者及び関係機関との交渉等の経緯、過程及び内容が記録されている。

異議申立人は、条例第7条第6号ウの該当性を想定しているが、同号アからカまでは、開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される典型的な事項を例示するものにすぎず、例示される以外のものであっても、個別に同号の該当性を検討すべきものである。

不開示部分を開示することによって、生活保護の実施に当たり、関係者及び関係機関との信頼関係に基づく円滑な事務の遂行、要保護者の困窮の状況についての的確な把握のための調査に支障を及ぼす可能性があるとして認められる。

以上のことから、不開示部分のうち実施機関が行う調査内容及び関係者等とのやり取りの内容に関する部分は、条例第7条第6号に該当し、不開示とするのが妥当である。

2 行政文書の存否について

実施機関の説明によれば、地区民生・児童委員協議会の議事録は、その会議に出席した健康福祉部福祉課障害・福祉グループの職員が作成するものとされているところ、平成19年1月に開催された会議には市の職員が出席していないから、議事録が作成されていないとされる。市の職員の出欠について、実施機関が虚偽を述べることは考えられず、議事録の作成の手續からみて、実施機関が保有していないとする実施機関の説明は、是認できる。

異議申立人は、平成19年1月に開催された会議に関する記録として、議事録以外の記録があれば開示するよう主張しているが、情報交換を内容とするその会議の性質からみて、議事録以外の記録を有していないとする実施機関の説明は、是認できる。

3 平成18年度民生・児童委員会の活動に支払われた金額の記録として特定した行政文書について

平成18年度の民生・児童委員会の活動に支払われた金額の記録に係る行政文書についての開示請求に対し、実施機関は、「平成18年度民生・児童委員報償費の支払についての決裁書類」を開示すべき行政文書として特定している。

実施機関の説明によれば、開示請求に当たり、異議申立人の提出した開示請求書に添付された「平成18年度津島市民生・児童委員活動事業報告」に記載された事業に対して市が支出した金額である旨を当該異議申立人に確認したうえで、対象となる行政文書を特定したものである。

一方で、異議申立書の記載によれば、民生・児童委員の活動に対して公金として市が支出した金額のみならず、民生・児童委員協議会の活動費について開示を求める趣旨があったものと考えられる。しかし、異議申立人が具体的に開示を求めている「委員が個々で負担する行事についての費用徴収の出納記録」については、実施機関の説明によれば、民生・児童委員協議会が保有するものであり、該当する行政文書を保有していないこととなる。当該民生・児童委員協議会は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定により民生委員（児童委員）が組織するものであり、実施機関から独立した団体であることを考慮すれば、その説明に不合理な点はない。

以上のことから、民生・児童委員に対する市の公金の支出は、その報償費のみであるという事実から、開示に係る行政文書として「平成18年度民生・児童委員報償費の支払についての決裁書類」と特定したのは、妥当と考えられる。

なお、当該開示請求に係る行政文書の特定に当たっては、開示請求の趣旨に疑義が生ずるおそれが存在しており、実施機関は、開示請求者に適切な情報提供を行い、その求める情報を的確に把握する必要があった。

条例第1条に規定する制度の目的に鑑み、市民の知る権利の保障と市民に説明する責務を果たすためには、開示請求の趣旨を狭小に解釈すべきではなく、積極的な情報の提供、意見の聴取、内容の確認等を行い、開示請求者の請求の趣旨を最大限に汲み取ることにより、開示請求者の利益を保障すべきである。

4 まとめ

以上のことから、本件異議申立てについては、上記第1に記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

城 正憲委員、横井茂樹委員、寺田晏章委員、近藤けい子委員